

令和4年度 理事研修視察報告書 2

2 田辺市の自治組織に関する助成制度

1 交付金・補助金など

(1) 自治会連合会からの交付金

- ・田辺市と田辺市自治会連合会とは、業務提携契約を締結している。その内容は、

- ① 広報紙配布に関すること
- ② 文書配布に関すること
- ③ 町内会放送による後方に関すること
- ④ その他、町内における市行政に関すること

の4つで、この契約に基づく委託料は、市から田辺市自治会連合会に支払われ、さらに、連合会から単位町会・自治会等へ交付金として支払われている。その内容は、

【交付金の内容】

① 町会長割交付金 自治会組織の長の皆さんに支払いする交付金

均等割り 5,000円+世帯割(40円×2月号の広報配布世帯数)

② 町会割交付金 町内活動等に対して支払われている交付金

均等割り 20,000円+世帯割(100円×2月号の広報配布世帯数)

③ 広報配布費 毎月の広報の配布費

25円×2月号の広報配布世帯数×12月

④ 県民の友配布費 毎月の県民の友配布費

9,625円×2月号の広報配布世帯数×12月

⑤ 防犯灯維持管理費 自治会で維持管理している防犯灯管理費

1灯1,200円

次に、町内会等への補助金については

【補助金の内容】

① 町会等活性化事業補助金

自治振興課担当

- ・自治組織へ加入促進や担い手不足の解消、自治組織活動への参加を増やすための取り組みに対して交付する。加入促進チラシ、親睦交流会、防災イベント、親子参加イベントなど

補助金 補助対象費用×3分の2以内【上限10万円】

② 町内会館等・防犯灯・防犯カメラ補助金

- ・町内会館を新築、改築する場合、バリアフリー工事、LED化、浄化槽の設置

■新築（建設費用—他の補助金）×3分の2【上限800万円】

※台風などの被害は補助率75%

■改修 改修費用×3分の2【上限266万6,000円】

■バリアフリー 改修費用×3分の2【上限200万円】

■LED化 改修費用×3分の1

■浄化槽（設置費用—他の補助金）の全額

■町内会等放送設備等設置（改修）補助金

放送設備 設置・改修費用×3分の1 ※台風被害は2分の1

■防犯灯 設置費用全額【上限2万円】LED防犯灯を設置する場合

■防犯カメラ設置費補助金 補助対象経費×3分の2【上限20万円】

③ その他の補助金

■カーブミラー設置にかかる原材料費支給

土木課担当

カーブミラー原材料費としてカーブミラー支給

■ごみ集積カゴ原材料費支給

廃棄物処理課担当

集積カゴ原材料費 原材料費×2分の1【上限1基4万円】

■資源集団回収事業実施団体奨励補助金（自治会、子ども会など）

資源回収 1kgあたり4円

【補助金の内容】

■衛生害虫駆除用剤購入費補助金（ユスリカなどの駆除） 環境課

殺虫剤な 購入価格×2分の1【上限1町会15,000円】

■敬老行事委託事業 やすらぎ対策課

70歳以上の高齢者を対象として、本庁管内は田辺町会連合会、行政区は敬老会実行委員会へ委託。 委託費 1人当たり2,000円

■地域介護予防活動支援事業補助金 やすらぎ対策課

地域での介護予防拠点づくりを支援するため。

補助金 対象経費全額【上限 年度内に開催した日数×3,000円】

■飲料水供給等整備事業補助金 山村林業課担当

飲料水供給施設

補助対象事業費（30万円以上）×2分の1【上限500万円】

簡易給水施設

補助対象事業費（10万円以上）×3分の2【上限500万円】

2 ふれあい保険

自治組織での地域活動の際に指導者や参加者にけがをして入院・通院、死亡された場合、不慮の事故により第三者に損害を与えた場合、指導者等が法律上の損害賠償責任を負うことになった場合、保険金を支払う制度として「ふれあい保険」制度がある。

3 自治組織の法人化について

最後に、自治組織の法人化については、平成3年4月の地方自治法（第260条の2）の改正により、町内会等の自治組織が法人格を取得できるようになり、**現在まで108団体が取得している。**

金沢からの事前質問の回答（空家活用、公共交通）については、田辺市の担当課から別紙により回答をいただいているので、参考にして欲しいとの説明があり、自治会連合会事務局からは、自治会の担い手問題等について以下の通り説明があった。

田辺市は、加入世帯数が千以上から数世帯まで大小様々あり、213の自治会と町内会がある。自治会の皆さんには長きにわたってご尽力をいただいております。地域の老人会、女性会、子ども会や学校・PTAと協力団体と連携してそれぞれの地域の特性を生かした活動をしている。

しかしながら、田辺市でも町内会への加入率低下、役員へのなり手不足、若年層のコミュニティへの帰属意識が薄れているという問題が顕在化しており、本市だけではなく全国的な傾向であると認識している。その背景は、人口減少、少子高齢化、核家族化といわれているが、最近では一人世帯の増加が増えてきて、家族のあり方も変わってきているし、働き方も多様化しているなど社会環境が大きく変化している。

田辺市では、町内会の加入率の低下や役員へのなり手不足の解決のため平成30年度から町内会等活性化補助金を設けて地域の活性化を図っている。さらに地域住民に馴染みのある公民館区域や小学校校区など、これまでの町内会活動や多様な地域団体活動のあり方も含めて令和2年度から「小規模多機能自治」という新しい自治のスタイルを模索しているが、そう簡単には出来るものではなく、研究しているという段階、町内会活動もどのように変わって行くのかももう少し時間をかけて研究していきたい。

この他にも地域の課題をビジネスの手法で解決する人材育成を行っている。空家の問題に取り組んでいる部署で「田辺未来創造塾」を開設し、そこでは、地域の課題を解決のためにビジネス化できないか、そのための人材を育成する活動を平成28年度から実施している。また、教育委員会では、生涯学習の観点から地域づくりを担う人材の育成ということで、「まちづくり市民会議」とか「地域学校協働活動」という学校教育と社会教育が協力して地域づくりをしようという「学社融合活動」として地域の人に学び、地域に愛着も深めていこうとしている。しかし、田辺には大学がないとので18歳を過ぎると進学するには町外に出なければならず、出て行ったとしても戻ってきてもらうような取り組みをしている。

自治会活動については、市政と自治会活動は車の両輪といわれているが、田辺市ではどのような活動をしているのか、という質問を受けています。田辺市は合併前の旧市町村で213の町会・自治会があります。その連合組織として田辺市自治会連合会が組織されており、また、合併前の行政区域ごとに連合組織が設けられている。その組織の事務局の職員は市の職員が担当しており、各町内会からの要望事項の取りまとめや連絡事項を担当している。市としてはすでに説明しましたが、自治会連合会と業務委託契約を締結し、広報紙や文書の配布等を町内における市行政に関する様々な事柄を行ってもらっており、自治会の力添えがなければ市政はうまく回らないと考えている。

【質疑応答】

（中川）説明の中での「小規模多機能自治」の範囲とどこの部署が統括してその地域を多機能として動いているのか。既に取り組みとして始まっているのか、これからなのか。

（田辺市）まだまだこれからということです。213の単位自治会組織がありますが、それぞれの歴史や地域性もありますので、どういったかたまりがいいのかという状態でこれからです。

（浅野）防災の対応について、南海トラフ地震への備え、日頃からの訓練などについて連合会としてどのような活動をしているのか伺いたい。また、水害等での避難所が開設された場合、連合会としてどのように運営しているのか。

（田辺市）防災については、市の方では1年に1回防災訓練を実施している。旧田辺ではABC3地区に分けて1年ごとに各地区において実施している。また、他の地区でも行ってい

る。単位町内会においては自主防災会が設けられており、それぞれにおいて日頃が訓練を取り組んでいる。

（田辺市連合会会長）今申した通り各单位で自主的にやっています。私のところでは、いつも晴れた日にやっているが、雨の日でもやるべきだし、今度、夜間でもやろうとしている。晴れた日ばかりやってもだめなので天候に左右されない訓練をすべきだと啓発しなければならない。田辺も平成21年と23年に激甚災害に指定されるほど大きな災害に見舞われた。その時、町内会史上初めて避難勧告が出された。経験がなかったものだから、まったく訓練と敷いてもその時は、対応すらならなかった。ただ、消防団と一緒にやらないとうまく行かないことを経験したので、これからは消防団とより一層連携して夜間訓練、雨中訓練もやっていく。

この後、会場の田辺市スポーツアリーナを見学して1日目の研修は、終了した。

2日目は、田辺市周辺の観光名所を見学して研修を終了した。